

官報号外

昭和六十一年五月八日

○第一百四回衆議院会議録 第二十六号

昭和六十一年五月八日(木曜日)

午後一時開議

第一 履用政策に関する条約(第二百二十二号)の締結について承認を求めるの件

第二 人的資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約(第二百四十一号)の締結について承認を求めるの件

第三 農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第四 農林中央金庫法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第五 特定商品等の預託等取引契約に関する法律案(内閣提出)

第六 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件
公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件

社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件

漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件

昭和六十一年五月八日 衆議院会議録第二十六号 科学技術会議議員任命につき同意を求めるの件等五件 ソ連チエルノブイル原子力発電所の事故に関する決議案

午後一時五分開議
○議長(坂田道太君) これより会議を開きます。

件
公害等調整委員会委員任命につき同意を求めるの件
社会保険審査会委員任命につき同意を求めるの件
漁港審議会委員任命につき同意を求めるの件
日本放送協会経営委員会委員任命につき同意を求めるの件
○議長(坂田道太君) お詣りいたします。

内閣から、
科学技術会議議員に岡本道雄君及び山下勇君を、
公害等調整委員会委員に小玉正任君、綿貫芳源君及び和田善一君を、
社会保険審査会委員に岡田達雄君を、
漁港審議会委員に佐々木隆人君、戸島泰祐君、柴田章君、吹田安兵衛君、田代清英君、宮原九一君、矢野照重君、矢野辨介君及び横山信立君を、
日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、磯田一郎君、岩村精一洋君、熊平聲君及び富谷晴一君を任命したいので、それぞれ本院の同意を得たいとの申し出があります。
まず、科学技術会議議員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(坂田道太君) 桜井新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(坂田道太君) 桜井新君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、いずれも同意を与えるに決しました。

次に、日本放送協会経営委員会委員の任命について、申し出のとおり同意を与えるに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、同意を与えるに決しました。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕
○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

日本社会党・護憲共同、公明党・国民會議、民社党・国民連合及び日本共产党・革新共同を代表し、提案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

ソ連チエルノブイル原子力発電所の事故

に関する決議案

に関する決議案

去る四月下旬、ソ連チエルノブイル原子力発電所で発生した事故は、我が国を含め、世界各国に強い衝撃を与えていた。政府は速やかに関係諸国とも協力しつつ、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

一 事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開をソ連に働きかけること。
二 國際原子力機関を中心とした国際協力のもとに、事故の原因究明、情報分析等に努め、国内における安全の確保と安全規制に十分反映させること。

三 本件事故に関し、放射能対策に万全を期す右決議すること。

以上であります。
今回ソ連チエルノブイル原子力発電所において発生した事故は、原子力の平和利用に関心を持つ世界各国に強い衝撃を与えていたところであります。遺憾ながら、ソ連当局からはまだ十分な情報が公表されていないのが実情でありまして、このため、事故の真相、原因、さらには放射能汚染の影響等について大きな不安と懸念を持たざるを得ないであります。

かかる観点から、政府は、ソ連当局に対し、事故の状況、原因等に関する情報を速やかに公開を求める初めとする本決議案の意を十分に体感し、これらの諸対策に万遍漏なきを期すべきであります。

以上が本件事故に関する国民の不安の解消を願して提出いたしました本決議案の趣旨であります。

す。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたします。

本案を可決するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は可決いたしました。

この際、河野國務大臣から発言を求められております。これを許します。國務大臣河野洋平君。

○國務大臣(河野洋平君登壇)

原子力発電所の事故に因連し御決議がなされました。だが、政府といたしましては、御決議並びに先般のサミットにおける声明の趣旨を十分に体し、原子力安全行政に遺憾なきを期する所存であります。

本件は、事故の生じたチエルノブイルより八千キロメートルも離れた我が国におきましても重大な関心事項となつておりますので、この機会に、政府としての考え方を申し述べたいと存じます。まず、本件事故に起因する放射能の問題についてであります。

科学技術庁といたしましては、この事故の報道に接し、直ちに原子力発電所等の周辺の環境放射線モニタリング及び全国三十二都道府県から成る放射能監視網による観測を強化し、放射能の監視に努めてまいりました。また、五月四日には、放射能対策本部におきまして、沃素¹³¹等の核種分析に重点を置いた放射能調査の一層の充実強化を図ることを決定したところであります。

昨日までの放射能調査の結果を見ますと、各地で検出された放射能は、比較的短い時間の経過とともに減衰する沃素¹³¹を主体とするものであつて、学識者の判断によつても国民の健康に影響を与えるようなものではありません。この旨につきましては、十分国民に周知方努めているところであります。なお、念のため、今後とも引き続き観測を継続することといたしております。

次に、我が国の原子力発電所の安全性について申し上げます。

今回ソ連において事故を起こした原子炉は、ソ連が独自に開発された黒鉛減速軽水冷却型炉であつて、我が国に設置されている原子炉とは異なったタイプのものであります。また、我が国の原子力発電所については、アメリカ・スリーマイルアイランド原子力発電所事故をも含め、内外の原子力発電所の事故、故障の経験を十分踏まえて、格納容器、緊急炉心冷却装置などの安全対策に万全な措置が講ぜられております。さらに、入念に定期的な検査を実施するなど、その運転面においても安全性能、信頼性が確保されておるわけであります。このようなことから、我が国の原子力発電所においては、その安全性は十分確保されていると考えております。

申すまでもなく、我が国の原子力研究開発利用は、原子力基本法に基づいて、安全確保を大前提として進められております。仮に炉型が異なり、あるいは安全装置が異なるとしても、今回の事故を警鐘として受けとめ、我が国の原子力安全対策の参考とするという、謙虚な姿勢を忘れてはならないものと心得ております。特に、運転、保守等では不斷の努力が必要であることを再認識し、これを機会に一層の安全確保に努めてまいる所存でございます。(拍手)

〔北川石松君登壇〕

○北川石松君 ただいま議題となりました両件につきまして、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、第百二十二号条約について申し上げます。本条約は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向上、失業等の克服を図ることを目的として作成され、昭和三十九年七月九日のILO第四十八回総会において採択されたものであります。加盟国は、この目的達成のため、完全雇用、生産的雇用及び職業の自由な選択を促進するための政策を宣言し及び遂行すること、かかる雇用政策に関する労使団体の代表者と協議すること等について定めています。

次に、第百四十二号条約について申し上げます。本条約は、人的資源の開発を目的として作成され、昭和五十年六月二十三日のILO第六十回総会において採択されたものであります。雇用と密接な関係を有する職業指導及び職業訓練に関する包括的な、かつ調整された政策及び計画を採用し実施すること、かかる政策及び計画の策定及び実施に関して労使団体と協力すること等を定めています。

て議題といたします。

委員長の報告を求めます。外務委員長北川石松君。

雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認を求める件及び同報告書

人材資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する条約(第百四十二号)の締結について承認を求める件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

締結について承認を求める件、右両件を括し

以上兩件は、去る三月十七日外務委員会に付託され、同月二十四日安倍外務大臣から提案理由の

説明を聴取し、四月二十五日質疑を行い、同日質疑を終了いたしました。

次いで、昨五月七日採決を行いました結果、両件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 両件を一括して採決いたしました。両件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。よって、両件とも委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 農水産業協同組合貯金保険法の一 部を改正する法律案(内閣提出)

日程第四 農林中央金庫法の一部を改正する 法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第三、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案、日程第四、農林中央金庫法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。委員長の報告を求めます。農林水産委員会理事衛藤征士郎君。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

農林中央金庫法の一部を改正する法律案及び同報告書

【本号末尾に掲載】

〔衛藤征士郎君登壇〕

○衛藤征士郎君 ただいま議題となりました内閣提出の両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げま

付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) これより採決に入ります。

す。

最初に、両法律案の内容について申し上げます。

まず、日程第三につき採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

【異議なし】と呼ぶ者あり

○議長(坂田道太君) 御異議なしと認めます。

よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

【賛成者起立】

次に、農林中央金庫法の一部を改正する法律案は、農林中央金庫について、その経営の自立化及び活性化を図るため、出資資格者から政府を削除するほか、その業務の運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ずるとともに、最近における金融環境の変化に対応してその機能を發揮し得るよう所属団体への貸し付けの条件等に関する制限を撤廃するほか、貸付業務、預金業務その他の業務の整備等を図らうとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括議題に供し、四月二十二日羽田農林大臣から提案理由の説明を聴取した後、四月二十三日及び五月七日両案に対する質疑を終局し、まず、農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案について採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。次いで、農林中央金庫法の一部を改正する法律案に対し、日本共

産党・革新共同から反対討論が行われ、採決の結果、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、右両法律案に対し、それぞれ附帯決議が付されました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

本案は、豊田商事に端を発したいわゆる現物主義による消費者の被害が大きな社会問題となつたことにかんがみ、この種の取引を公正にし、被害の再発防止を図らうとするものであります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

その主な内容は、

第一に、預託等取引契約等の定義について定めること、

第二に、預託等取引業者は、契約締結前及び契約締結時に、所定の内容を記載した書面を預託者に交付しなければならないこと、

第三に、預託等取引業者の不当な勧誘行為その他の消費者保護に欠ける行為を禁止すること、

第四に、預託者に対し、契約締結後十四日以内に、同期間経過後いつでも契約を解除する権利を付与し、その場合の預託等取引業者の預託者に対する損害賠償等の請求額について制限すること、

その他、これらの規制措置の実効性を担保するため、書類の閲覧、業務停止命令、罰則等について定めること

等であります。

本案は、去る四月十七日当委員会に付託され、同月二十二日渡辺通商大臣から提案理由の説明を聴取し、参考人から意見を聴取する等慎重な審査を重ね、五月七日質疑を終了いたしましたところ、本案に対し、自由民主党・新自由国民連合・日本社会党・護憲共同・公明党・国民会議及び民社党・国民連合の四派共同により、事業者の交付書面の記載事項に、特定商品等の返還義務履行の担保措置の有無等を追加する等の修正案が提出され、討論を行い、採決の結果、本案は多數をもって修正案のとおり修正議決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し、本法の機動的運用等を内容とする附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 採決いたしました。

本案の委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を

求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(坂田道太君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり決しました。

日程第六 昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案(内閣提出)

○議長(坂田道太君) 日程第六、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案を議題といたします。委員長の報告を求めます。大蔵委員長小泉純一郎君。

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔小泉純一郎君登壇〕

○小泉純一郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

この法律案は、特例公債の発行等、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置を定めようとするもので、その主な内容は、

第一に、昭和六十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行することができること、

第二に、昭和六十一年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰り入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰り入れ等は行われないこと、

第三に、昭和六十一年度における一般会計から

厚生保険特別会計健康勘定への繰り入れについて、健康保険法に規定する国庫補助額から千三百億円を控除して繰り入れる等の措置を講ずることであります。

本案は、去る四月二十三日竹下大蔵大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑に入り、参考人より意見を聴取する等慎重に審査を行い、昨五月七日質疑を終了いたしましたところ、堀之内久男君外三名から自由民主党・新自由国民連合提案による施行期日を「公布の日」に改めることとする修正案が提出されました。

次いで、討論を行い、採決いたしました結果、本案は多数をもつて修正案のとおり修正議決すべしものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(坂田道太君) 討論の通告があります。順次これを許します。沢田広君。

〔沢田広君登壇〕

○沢田広君 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、ただいま議題となりましたいわゆる財確法であります。修正を含め反対の討論を行ふものであります。すなわち、昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案の内容は、特例公債を五兆二千四百六十億円発行できることとし、国債整理基金の定率繰り入れを四年間にわたって停止をし、現状まで置いたわけであります。わざかに今日まで二兆円余であります。百四十三兆円に及ぶ赤字に対し、ズメの涙にも及ばないのであります。さらに、厚生保険の借り入れ千三百億、これも金利の引き下げの影響を受けつつありますが、依然としてそのまま放置されていることは、全くけしからぬ話であります。

赤字国債の残高も今や百四十三兆円、国民一世帯当たり負担五百二十万円にも達してきておりまます。これからもさらに累積の一途をたどり、このままでは、十年後には二百兆円にも達し、いつの日か、この借金が弱者に対する国民に対する切り捨て、押しつけ、そのつけを国民の犠牲の上に求めるとは明らかであります。まさにその責任は、今日までの自民党政府の責任であります。

重大な発言であり、また、その審議の内容を著しく変更するものと存じます。しかし、大変な矛盾を持っているものと言わなければなりません。(拍手)

総理の反省を厚く求めるものであります。借換債も、借金の返済をしないで借金で賄うというのであります。

総理の円高不況の思わざる深刻化に動転した發言があえて国会の審議中を忘却し、あるいは無視をしたのか、まさに土足で他人の家に入るようなものであります。国会軽視、議会ルールを無視したものであることは明確であります。速やかに法案を撤回し、限度額を変更して再提出すべきものであります。さもなくば、さきの発言は早とちりであります。取り消しをしますといふように国会において説明をする必要があると思います。

また、公債依存体質からの脱却は、中曾根総理内閣の公約であったのであります。みずからこの公約を破る発言を行つたことは、サミットの失敗がいかに大きかったか、思惑と異なり、円相場安定どころか、さらに円高に進み、日本経済を大きく揺すぶっている実情を物語るものであります。今日まで頑固なまでに主張し続けた中曾根総理の戦後総決算の一部が大きく崩れたことは明らかであります。

今回の法律案の内容は、特例公債を五兆二千四百六十億円発行できることとし、国債整理基金の定率繰り入れを四年間にわたって停止をし、現状まで置いたわけであります。わざかに今日まで二兆円余であります。百四十三兆円に及ぶ赤字に対し、ズメの涙にも及ばないのであります。さらに、厚生保険の借り入れ千三百億、これも金利の引き下げの影響を受けつつありますが、依然としてそのまま放置されていることは、全くけしからぬ話であります。

赤字国債の残高も今や百四十三兆円、国民一世帯当たり負担五百二十万円にも達してきております。これからもさらに累積の一途をたどり、このままでは、十年後には二百兆円にも達し、いつの日か、この借金が弱者に対する国民に対する切り捨て、押しつけ、そのつけを国民の犠牲の上に求めるとは明らかであります。まさにその責任は、今日までの自民党政府の責任であります。

重大な発言であり、また、その審議の内容を著しく変更するものと存じます。しかし、大変な矛盾を持っているものと言わなければなりません。(拍手)

総理の反省を厚く求めるものであります。借換債も、借金の返済をしないで借金で賄うというのであります。

ありますから、赤字になれば、不感症となり、漫然と赤字のぬるま湯につかっているようなものが現状ではないでしょうか。

今回のサミットにおいて、百八十円は維持できるだろう、間違つても百七十五円ぐらいは相互介入で維持したいと思つたに違いありません。すべて予想を裏切られ、急激な円高となつたのであります。中小企業者、輸出関連企業は、泣くにも泣けない、泣いても涙も出ない実態に追い込まれております。その実態を御承知であります。一方、円高で輸入価格よりも十倍ももうけている各種の商品あるいは原油価格と円高の利益に日々覆つていることは許されることではありません。

総理みずから大蔵委員会において諸行無常と言われましたが、今ほどしみじみ胸にこたえているときはないだらうと、同情するにやぶさかではあります。はしき過ぎたサミット、物々しい取り締まりの迷惑、捕まらないテロ犯人、国会、与党、閣内にすら相談しないでレーガン大統領と約束したかのよう前川レポート、まさにおどれる姿か、あるいは焦りの姿と国民には映るものであります。四月に对外摩擦の緩和措置を講じてサミットを成功させ、花道にしたかったのか、あるいは強引な派利派略による同時解散を行つたかったのか、残念ながらついに薬石効なく、この円高を促進せざるを得なかつたのであります。心情は察するに余りあります。「諸行無常 鐘の声 聞かれる人も久しきらず 風の前の塵に同じ」、平家物語の一節にあり、春とは言ひながら秋風がひしと身にしみてゐるものと存じます。(拍手)

これまで、この法律の中で限度額を定めてあるものであります。今回の総理の参議院の本会議における補正予算あるいは建設国債の発言は、考へるとすれば、少なくとも建設国債の限度額は、この法律の中で限度額を定めてあるものでありますから、これを変更するということは大きな発言であり、また、その審議の内容を著しく変更するものと存じます。しかし、大変な矛盾を持っているものと言わなければなりません。今までこれらの事故に遭つてきたのであります。今後さらに深刻になると思わなければなりません。これまた平和外交の大きな失敗と言わざるを得ないのであります。

以上、この法案は、総理の発言は汗のこととしてあり、責任を持つて撤回するか修正提出するか行うべきであります。これらも黙視し、多数で押し切らうとすれば、議会に説明すべきであります。強くこれは求めるものであります。今や、借金を返すに借金に頼らなければならないサラ金地獄に入っています。速やかにサラ金地獄を脱却し、不公平税制の是正、大幅減税の実現、内需の拡大などを図り、我が国の平和、福祉、景気の回復など国民生活の安定に全力を尽くすべきであります。なお、大型間接税の導入は絶対しないことをここに宣言されることを求めてやみません。

以上で我が反対討論を終わりますが、最後に、我が党の大先輩でありました河上丈太郎先生は、「進んで名を求めず、退いて罰を避けず」と言われました。総理、出席退出はきれいに、生涯として悔いを残さないよう善処されることを期待して、私の反対の討論といたします。(拍手)

○議長(坂田道太君) 東力君。

○東力君(登壇) 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表し、議題となつております昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案に賛成の意見を述べるものであります。(拍手、発言する者あり)

○議長(坂田道太君) 静粛に願います。

○東力君(続) 本法律案は、先般成立いたしました六十一年度予算とまさに表裏一体をなす重要な財源確保に関する法律案であります。六十一年度予算の円滑な執行を期するために、その早期成立がぜひとも必要なものであります。(発言する者あり)

○議長(坂田道太君) 静粛に願います。

○東力君(続) すなわち、第一に、特例公債の発行であります。

六十一年度予算におきましては、既存の制度、施策の質的改革を一層推進するなど、徹底した歳出の節減合理化を行つた結果、一般歳出の規模

は、前年度に比べて十二億円の減と、五十八年度以降四年連續の対前年度減額を達成いたしております。(拍手) 他方、税制についてはその抜本的見直しとの関連に留意しつつも、税負担の公平化、適正化を推進するとともに、税外収入の確保を図るなど、歳出歳入両面にわたる厳しい見直し等の政府の努力にもかかわらず、(発言する者あり) ○議長(坂田道太君) 静粛に願います。

○東力君(続) なお財源が不足するため、五兆二千四百六十億円の特例公債の発行を予定するに至っておりますが、財源確保のためには、必要かつやむを得ない措置と考へるのであります。

第二に、国債償定率繰り入れ等の停止であります。

基本的には、現行の減債制度の仕組みを維持するのが適当と考えますが、財政状況等によって、一時これを停止するとともに、あわせて、同基金の残高等を考慮し、別途予算繰り入れを行い、公債の償還に支障を來さないよう万全の措置を講じているところであります。これにより、さらに特例公債が増発されることを回避し、特例公債依存の特例であります。

第三に、政府管掌健康保険事業に係る繰り入れの特例であります。

この措置による減額相当分は、後日、健康勘定の取支状況によっては繰り戻す等、政管健保の適切な事業運営が確保されるよう配慮されているのであります。このことは、現下の極めて厳しい財政事情にかんがみれば、このような会計間の財源調整により一般会計の負担軽減を図ることもやむを得ないものであります。

以上、本法律案に盛り込まれている各措置は、いずれも六十一年度の財政運営にとって必要な財源を確保するためのものであります。現在の財政事情のもとで、国民生活と国民経済の安定に資するための措置として、必要不可欠のものであると考える次第です。(拍手)

国庫補助金等の臨時特例等に関する法律

(要要求書受領)

一、今八日、内閣から、科学技術会議議員に岡本道雄君及び山下勇君を任命したいので、科学技術会議設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

二、今八日、内閣から、公害等調整委員会委員に小玉正任君、綿貫芳源君及び和田善一君を任命したいので、公害等調整委員会設置法第七条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

三、今八日、内閣から、社会保険審査会委員に岡田達雄君を任命したいので、社会保険審査会及び社会保険審査会法第二十二条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

四、今八日、内閣から、漁港審議会委員に佐々木隆人君、飯島泰佑君、柴田章君、吹田安兵衛君、田代清英君、宮原九一君、矢野照重君、矢野辨介君及び横山信立君を任命したいので、漁港法第九条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

五、今八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、磯田一郎君、岩村精一洋君、熊平肇君及び富谷晴一君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

六、今八日、内閣から、日本放送協会経営委員会委員に浅尾宏君、磯田一郎君、岩村精一洋君、熊平肇君及び富谷晴一君を任命したいので、放送法第十六条第一項の規定により本院の同意を得たい旨の要求書を受領した。

七、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

一、伊藤忠治君、野口幸一君、伊藤忠治君

二、山下八洲夫君、清水勇君、山下八洲夫君

三、伊藤忠治君、伊藤忠治君

出席國務大臣

外務大臣	大蔵大臣	厚生大臣	農林水産大臣	通商産業大臣	郵政大臣	國務大臣	國務大臣
安倍晋太郎君	竹下登君	今井勇君	羽田孜君	渡辺美智雄君	佐藤文生君	後藤田止晴君	河野洋平君

議院運営委員会

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る六日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

伊藤忠治君、野口幸一君

山下八洲夫君、清水勇君

伊藤忠治君、伊藤忠治君

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

午後一時四十五分散会

○議長(坂田道太君) 委員長報告のとおり決しました。

○議長(坂田道太君) 本日は、これにて散会いたします。

一、昨七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

井上 一成君

細谷 昭雄君

浜田 幸一君

岡本 富夫君

駒谷 明君

奥野 一雄君

育児休業法案 (中西珠子君外二名提出、参考法第六号) (予)

社会労働委員会 付託

外務委員

辞任

日笠 勝之君

木内 良明君

水野 幸三君

井上 普方君

竹村 泰子君

右の議案を提出する。

細谷 昭雄君

木内 良明君

浜田 清君

池田 克也君

駒谷 明君

内閣提出案は次

木内 良明君

日笠 勝之君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

井上 一成君

木内 良明君

水野 幸三君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

駒谷 明君

内閣提出案は次

浜田 清君

木内 良明君

浜田 清君

岡本 富夫君

右の議案を提出する。

浜田 清君

ソ連チエルノブイル原子力発電所の事故に
関する決議
所で発生した事故は、我が国を含め、世界各国に
強い衝撃を与えていた。

よつて、政府は速やかに関係諸国とも協力しつつ、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

- 事故の状況、原因等に関する情報の速やかな公開をソ連に働きかけること。
- 国際原子力機関を中心とした国際協力のもとに、事故の原因究明、情報分析等に努め、国内における安全の確保と安全規制に十分反映させること。
- 本件事故に関し、放射能対策に万全を期すること。

雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認を求めるの件

昭和六十一年三月十七日
右

内閣総理大臣 中曾根康弘

雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認を求めるの件
につけて承認を求めるの件

雇用政策に関する条約(第百二十二号)の締結について承認を求めるの件

この条約は、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための積極的な雇用政策を遂行し、もつて国民経済の発展を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、経済の発展及び完全雇用の実現に関する国際協力に寄与する見地から有意義であると認められるべきであると考える。

理由
この条約は、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための積極的な雇用政策を遂行し、もつて国民経済の発展を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、経済の発展及び完全雇用の実現に関する国際協力に寄与する見地から有意義であると認められるべきであると考える。

められる。よつて、この条約を締結することとしたいたい。これが、この案件を提出する理由であつた。これが、この案件を提出する理由であつた。

関する決議

去る四月下旬、ソ連チエルノブイル原子力発電所で発生した事故は、我が国を含め、世界各国に強い衝撃を与えていた。

よつて、政府は速やかに関係諸国とも協力しつつ、次の諸点について適切な措置を講すべきである。

雇用政策に関する条約(第百二十二号)

国際労働機関の総会は、理事会によりジュネーヴに招集されて、千九百六十四年六月十七日にその第四十八回会期として

会合し、
フィラデルフィア宣言が完全雇用及び生活水準の向上を達成するための計画を世界の諸国間において促進する国際労働機関の厳肅な義務を認めていること並びに国際労働機関憲章の前文が失業の防止及び妥当な生活賃金の支給を規定していることを考慮し、
更に、フィラデルフィア宣言によれば、「すべての人間は、人種、信条又は性にいかわりなく、自由及び尊厳並びに経済的保障及び機会均等の条件において、物質的福祉及び精神的發展を追求する権利をもつ」との基本的目的に照らして、経済政策及び財政政策の雇用政策に及ぼす影響を検討し及び考慮することが、国際労働機関の責任であることを考慮し、

加盟国は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向上、労働力需要の充足並びに失業及び不完全就業の克服を図るとの観点から、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための積極的な政策を、主要目標として宣言し及び遂行する。

第一条
1 加盟国は、経済の成長及び発展の促進、生活水準の向上、労働力需要の充足並びに失業及び不完全就業の克服を図るとの観点から、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための積極的な政策を、主要目標として宣言し及び遂行する。

雇用政策は、次のことを確保することを目的とする。

(a) 仕事に就くことができ、かつ、仕事を求めているすべての者のために仕事があること。

(b) (a)の仕事ができる限り生産的なものであることを。

(c) 職業選択の自由があること並びに労働者が、人種、皮膚の色、性、宗教、政治的意见、見、国民的系統又は社会的出身のいかんを問わず、自己に適する職業に必要な技能を習得し並びにその職業において自己の技能及び才能を活用するための可能な最大限度の機会を有すること。

3 1 の政策は、経済発展の段階及び水準並びに雇用政策に直接に関係のある現行の国際労働条約及び国際労働勧告の規定、特に、千九百四十八年の職業安定組織勧告、千九百四十九年の職業指導勧告、千九百六十二年の職業訓練勧告並びに千九百五十五年の差別(雇用及び職業)条約及び千九百五十八年の雇用政策に関する条約(第百二十一号)の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

この条約は、完全雇用、生産的な雇用及び職業の自由な選択を促進するための積極的な雇用政策を遂行し、もつて国民経済の発展を図ることを目的とするものである。我が国がこの条約を締結することは、経済の発展及び完全雇用の実現に関する国際協力に寄与する見地から有意義であると認められるべきであると考える。

前記の会期の議事日程の第八議題に含まれる雇用政策に関する提案の採択を決定し、その提案が国際条約の形式をとるべきであることを決定して、

この条約の適用に当たつては、とられる措置により影響を受ける者の代表者、特に、使用者の代表者及び労働者の代表者の経験及び見解を十分に考慮し並びに雇用政策の立案及び雇用政策に対する支持の獲得に当たつてこれらの代表者の十分な協力を確保するため、雇用政策に関しこれらの代表者と協議する。

第三条
この条約の適用に当たつては、とられる措置により影響を受ける者の代表者、特に、使用者の代表者及び労働者の代表者の経験及び見解を十分に考慮し並びに雇用政策の立案及び雇用政策に対する支持の獲得に当たつてこれらの代表者の十分な協力を確保するため、雇用政策に関しこれらの代表者と協議する。

第四条
この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第五条 表者と協議する。

第六条
1 この条約は、国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第七条
(b) (a)の措置の実施に必要な手段(適当な場合には、計画の作成を含む。)をとること。
1 国際労働事務局長は、国際労働機関の加盟国は、国内事情に適する方法により及び国内事情に適する範囲内で、次のことを行う。
(a) 調整された経済社会政策の枠組みの中において、前条に定める目的を達成するためにとるべき措置を決定し及び検討すること。

で行われるものであるかないかを問わない。」に
する開放的、彈力的かつ補完的な制度を設け、及
び発展させる。

第三条

1 加盟国は、包括的な情報及びできる限り広範な指導がすべての児童、年少者及び成人の利用に供されることを確保するため、職業指導（雇用情報の継続的な提供を含む。）の制度（すべての心身障害者のための適当な計画を含む。）を漸進的に拡充する。

2 1の情報及び指導は、職業選択、職業訓練及びこれに関連する教育の機会、雇用の状況及び見通し、昇進の見通し、労働条件、労働安全衛生並びに経済活動、社会活動及び文化活動の各種の部門並びに職責のすべての段階における職業生活の他の側面に関するものとする。

3 1の情報及び指導は、労働協約の一般的側面並びに労働に関する法令に基づくすべての関係者の権利及び義務の一般的側面に関する情報により補足する。この情報は、関係のある労働者団体及び使用者団体のそれぞれの機能及び任務を考慮に入れて国内法及び国内慣行に従つて提供される。

第四条

加盟国は、経済及び経済活動のすべての部門並びに技能及び職責のすべての段階において年少者及び成人の生涯にわたる職業訓練の必要を満たすため、職業訓練の制度を漸進的に拡充し、適応させ、及び調和させる。

第五条

職業指導及び職業訓練に関する政策及び計画は、使用者団体及び労働者団体と協力し並びに適切な場合には国内法及び国内慣行に従つて他の関係団体と協力して、策定し、及び実施する。

第六条

この条約の正式な批准は、登録のため国際労働事務局長に通知する。

第七条

1 この条約は、国際労働機関の加盟国でその批准が国際労働事務局長に登録されたもののみを拘束する。

2 この条約は、二の加盟国の批准が事務局長に登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

3 その後は、この条約は、いずれの加盟国についても、その批准が登録された日の後十二箇月で効力を生ずる。

第八条

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間に効力を生じない。

2 この条約を批准した加盟国で、1の十年の期間が満了した後一年以内にこの条に定める廃棄の権利を行使しないものは、その後更に十年間拘束を受けるものとし、十年の期間が満了するごとに、この条に定める条件に従つてこの条約を廃棄することができる。

第九条

1 國際労働事務局長は、國際労働機関の加盟国から通知を受けたすべての批准及び廃棄の登録をすべての加盟国に通告する。

2 事務局長は、通知を受けた二番目の批准の登録を国際労働機関の加盟国に通告する際は、この条約が効力を生ずる日につき加盟国の注意を喚起する。

第十一条

国際労働事務局長は、国際連合憲章第二百二条の規定による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

第十二条

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改定を提出する。

正に関する問題を総会の議事日程に加える」との可否を検討する。

第十三条

1 総会がこの条約の全部又は一部を改正する条約を新たに採択する場合には、その改正条約に別段の規定がない限り、

(a) 加盟国によるその改正条約の批准は、その改正条約の効力を生じる条件として、第八条の規定にかかわらず、当然にこの条約の即時の効力を生ずる。

1 この条約を批准した加盟国は、この条約が最初に効力を生じた日から十年を経過した後は、登録のため国際労働事務局長に送付する文書によつてこの条約を廃棄することができる。廃棄は、登録された日の後一年間に効力を生じない。

2 この条約を批准していらないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

3 この条約の英文及びフランス文は、ひとしく正文とする。

以上は、国際労働機関の総会が、ジュネーヴで開催された千九百七十五年六月二十五日に開会を宣言されたその第六十回会期において、正に採択した条約の真正な本文である。

以上の証拠として、我々は、千九百七十五年六月二十六日に署名した。

昭和六十一年五月七日

総会議長
プラス・F・オブレ
国際労働事務局長

人材資源の開発における職業指導及び職業訓練に関する法律案

規則による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改定を提出する。

ILOは、その発足以来、職業指導及び職業

訓練の分野に大きな関心を払い、職業指導に関する勧告(第八十七号)、職業訓練に関する勧告(第百十七号)等多くの勧告を作成してきた。

昭和四十九年の第五十九回ILO総会及び翌年の第六十回総会において、これらの勧告について検討が行われた結果、人材資源の開発を目的とした条約案が作成され、本条約は、昭和五十年六月二十三日の同総会において採択された。

本条約は、人材資源開発のため、雇用と密接な関係を有する職業指導及び職業訓練に関する勧告を伴う。

1 加盟国による批准のためのこの条約の開放は、その改正条約が効力を生ずる日に終了する。

2 この条約は、これを批准した加盟国で1の改正条約を批准していないものについては、いかなる場合にも、その現在の形式及び内容で引き続き効力を有する。

3 この条約を締結することとは、人材資源の開発にかかる職業指導及び職業訓練に関する国際協力に寄与する見地から有意義であると認め、本件は、承認すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和六十一年五月七日

衆議院議長 坂田 道太殿

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案

規則による登録のため、前諸条の規定に従つて登録されたすべての批准及び廃棄の完全な明細を国際連合事務総長に通知する。

国際労働機関の理事会は、必要と認めるときは、この条約の運用に関する報告を総会に提出するものとし、また、この条約の全部又は一部の改定を提出する。

ILOは、その発足以来、職業指導及び職業

訓練に関する法律案(第百四十一号)の締結について承認を求めるの件に関する報告書

昭和六十一年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

に次の二項を加える。

2 主務大臣は、機構が、委員会の議決を経て、

前項の期限の延長を申請した場合には、一月を

超えない期間を限り、同項の期限を延長するこ

とができる。

3 機構は、次の各号に掲げる場合には、当該各

号に掲げる日から一週間以内に、委員会の議決

を経て、当該各号の保険事故につき第五十五条

第三項の仮払金の支払をするかどうかを決定し

なければならない。

一 保険事故に関して前条第一項又は第三項の

規定による通知があつたとき。その通知があつた日

二 前号に掲げる場合のほか、保険事故が発生

したことを機構が知つたとき。その知つた日

三 第一種保険事故の発生した農水産業協同組

合を一部の当事者とする合併に係る第六十七

条第一項の決議又は賛成が得られなかつた旨

の同項の規定による通知があつたとき。そ

の通知があつた日

四 前号に掲げる場合のほか、第一種保険事故

の発生した農水産業協同組合を一部の当事者

とする合併に係る第六十七条第一項の決議又

は賛成が得られなかつたことを機構が知つた

とき。その知つた日

第五十九条第四項中「前条第一項」を「前条第四

項」に改め、「第一項の下に「又は第二項」を加え、「及び第二項」を「及び第三項」に改め、同項を同条第

第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条

第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 機構は、前条第三項の規定により第五十五条

第三項の仮払金の支払をする旨の決定をしたと

きは、速やかに、委員会の議決を経て当該仮払

金の支払期間、支払場所その他政令で定める事

項を定め、これを公告しなければならない。

第六十条中「除く」の下に「次項において同じ」

を加え、同条に次の二項を加える。

2 機構は、第五十五条第三項の仮払金の支払を

したときは、その支払金額(第五十六条第五項

の規定により機構に払い戻されるべき金額を除

く。)に応じ、貯金者等が農水産業協同組合に対

して有する当該貯金等に係る債権を取得する。

第七十条中「第六十二条」を「第六十九条」と

「一万円」を「十万円」に改め、同条を第七十七条と

する。

第六十九条を削る。

第六十八条中「三万円」を「十万円」に改め、同条

第一号中「主務大臣の認可」の下に「(第六十五条第

三項の規定によるものを除く。)」を加え、同条第

三号中「行なつた」を「行つた」に改め、同条を第七

十六条とする。

第六十七条を第七十四条とし、同条の次に次の

一条を加える。

第七十五条 次の各号の一に該当する場合には、

その違反行為をした農水産業協同組合若しくは

農水産業協同組合連合会の理事又は農林中央金

庫の理事長は、三十万円以下の過料に処する。

一 第五十七条第一項又は第六十七条第一項の

規定による通知をせず、又は不正の通知をし

たとき。

二 第六十六条第一項又は第六十七条第一項の

規定による報告をせず、又は不正の報告をし

たとき。

第六十六条中「三万円」を「三十万円」に改め、同

条を第七十三条とする。

第六十五条中「五万円」を「五十万円」に改め、同

条第二号中「第五十八条第一項(第五十九条第四

項)」を「第五十八条第四項(第五十九条第五項)」に改

め、「含む。」の下に「又は第六十五条第四項」を加

え、同条に次の二項を加える。

2 第六十五条第三項の規定による主務大臣の認

可を受けないで同条第一項の規定による決定を

した機構の役員は、五十万円以下の罰金に処す

る。

第六十五条を第七十二条とする。

第六十四条中「五万円」を「五十万円」に改め、第

五章中同条を第七十一条とする。

第六十三条を第七十条とし、第四章中第六十二

条を第六十九条とする。

第六十二条を第七十条とする。

第六十条の次に次の二節及び節名を加える。

第四節 資金援助

(資金援助の申込み)

第六十一条 合併 (経営困難農水産業協同組合と

合併する農水産業協同組合が存続するものに限

る。以下同じ。)を行う農水産業協同組合で經營

困難農水産業協同組合でないもの(以下「救済農

水産業協同組合」という。)は、機構が、合併を

援助するため、金銭の贈与、資金の貸付け若し

くは預入れ、資産の買取り又は債務の保証若し

くは引受け(以下「資金援助」という。)を行つこ

とを、機構に申し込むことができる。

2 前項の規定による申込みを行つた農水産業協

組合は、速やかに、その旨を都道府県知事

(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあ

つては、主務大臣)に報告しなければならない。

第六十二条 農水産業協同組合連合会又は農林中

央金庫(以下「農水産業協同組合連合会等」とい

う。)が、農水産業協同組合に係る相互援助取決

めにより合併又は信用事業再建措置(経営困難

かつ適切な運営を回復するために行う主務省令

で定める措置をいう。以下同じ。)について資金

の貸付けその他の援助を行う場合において、当

該農水産業協同組合連合会等は、機構が当該援

助について資金援助(資産の買取り及び債務の

引受けを除く。)を行うことを、機構に申し込む

ことができる。

2 前項の農水産業協同組合に係る相互援助取決

めとは、次の各号の一に掲げるものをいう。

一 農水産業協同組合の相互扶助に資すること

を目的として、全国の区域を対象に農水産業

協同組合、農水産業協同組合連合会及び農林

中央金庫が行う取決めであつて、農水産業協

同組合が当該目的のため農水産業協同組合連

合会等に預け入れた貯金その他の資金を原資

として、農水産業協同組合連合会等が救済農

水産業協同組合又は経営困難農水産業協同組

合に対し資金の貸付けその他の援助を行うこ

とを定めるもの

二 前号に掲げる取決めに準ずる取決めであつ

て主務省令で定める要件に適合するもの

3 第一項の規定による申込みを行つた農水産業

協同組合連合会等は、速やかに、その旨を主務

大臣に報告しなければならない。

(適格性の認定)

第六十三条 第六十二条第一項又は前条第一項の規定による申込みに係る合併については、当該合併に係る農水産業協同組合は、これらの規定による申込みが行われる時までに、当該合併について、都道府県知事(当該合併後存続する農水産業協同組合が主務大臣の監督に係るものであるときは、主務大臣)第七項及び次条第一項において同じ。)の認定を受けなければならない。

2 前条第一項の規定による申込みに係る信用事業再建措置については、当該措置に係る経営困難農水産業協同組合及び同項の規定により当該措置について援助を行う農水産業協同組合連合会等は、同項の規定による申込みが行われる時までに、当該措置について、都道府県知事(当該経営困難農水産業協同組合が主務大臣の監督を受けなければならない。

官報(号外)

3 前二項の認定の申請は、第一項の場合については同項の合併に係る農水産業協同組合の連名で、前項の場合にあつては同項の経営困難農水産業協同組合と農水産業協同組合連合会等との連名で行わなければならぬ。

4 第一項及び第二項の認定は、次に掲げる要件のすべてに該当する場合に限り、行うことができる。

一 当該合併又は信用事業再建措置(以下「合併等」という。)が行われることが、貯金者等の保護に資すること。

二 機構による資金援助が行われることが、当該合併等を行うため不可欠であること。

三 当該合併等に係る経営困難農水産業協同組

合について、合併等が行われることなく、その信用事業に係る業務の全部の廃止又は解散が行われる場合には、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に対し、書面により、合併(当該合併が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。)のあつせんを行ふことができる。

4 前条第五項から第八項までの規定は、第一項のあつせんを行う場合について準用する。

(資金援助)

第六十五条 機構は、第六十二条第一項又は第六十二条第一項の規定による申込みがあつたときは、逓滞なく、委員会の議決を経て、当該申込みを行つた農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等に対する資金援助を行うかどうかを決定しなければならない。

2 委員会は、前項の議決を行う場合には、機構の財務の状況並びに当該議決に係る資金援助に

いても、農水産業協同組合が経営困難農水産業協同組合に該当し、かつ、当該経営困難農水産業協同組合が同条第四項第三号に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該経営困難農水産業協同組合及び他の農水産業協同組合に對し、書面により、合併(当該合併が同項第一号に掲げる要件に該当するものであり、かつ、機構による資金援助が同項第二号及び第四号に掲げる要件に該当するものに限る。)のあつせんを行ふことができる。

3 機構は、第一項の規定による決定をしようとするときは、主務大臣の認可を受けなければならない。

4 機構は、都道府県知事の監督に係る農水産業協同組合を当事者とする合併等に係る第一項の規定による決定をしたときは、直ちに、その決定に係る事項を当該都道府県知事に報告しなければならない。

5 機構は、第一項の規定による資金援助を行う旨の決定をしたときは、同項に規定する農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等とこれらの方に対する資金援助に関する契約を締結するものとする。

(合併等の契約の報告等)

第六十六条 第六十三条第一項若しくは第二項の認定又は第六十四条第一項のあつせん(以下「適格性の認定等」という。)を受けた農水産業協同組合又は農水産業協同組合連合会等は、当該適格性の認定等に係る合併の契約又は当該適格性の認定等に係る信用事業再建措置に係る援助(以下この項において「特定援助」という。)の契約を締結したときは、直ちに、その適格性の認定等を行つた都道府県知事又は主務大臣に、その旨を報告し、かつ、当該合併又は特定援助の契約書(救済農水産業協同組合にあつては当該合併の契約書及び当該合併に係る資金援助に關する

する契約の内容を記載した書面、農水産業協同組合連合会等にあつては当該特定援助の契約書及び当該特定援助に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣に、その旨を報告し、かつ、同項の契約書又は書面の写しを送付しなければならない。

(総会の決議等の報告等)

第六十七条 適格性の認定等を受けた農水産業協同組合は、農業協同組合法又は水産業協同組合法の規定に基づき当該適格性の認定等に係る合併について必要とされる総会若しくは総代会の決議又は組合員の投票における必要な数の賛成を得たとき又は得られなかつたときは、直ちに、都道府県知事(主務大臣の監督に係る農水産業協同組合にあつては、主務大臣)に、その旨を報告し、かつ、当該総会若しくは総代会の議事録又は当該投票の結果を証する書面を提出し、あわせて、機構にその旨を通知しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣にその旨を報告しなければならない。

第五節 補則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則

1 機構は、保険事故が発生した場合において、賠金者等の保護のために必要と認めるときは、仮払金の支払を行うことができるものとすること。

2 機構の業務を拡充し、主として信用事業に

する契約の内容を記載した書面、農水産業協同組合連合会等にあつては当該特定援助の契約書及び当該特定援助に係る資金援助に関する契約の内容を記載した書面)を提出しなければならない。

2 都道府県知事は、前項の規定による報告を受けたときは、主務大臣に、その旨を報告し、かつ、同項の契約書又は書面の写しを送付しなければならない。

(役員の任期に関する経過措置)

第二条 この法律の施行の際に農水産業協同組合貯金保険機構の理事である者の任期について、合規則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

理 由

最近における我が国の金融環境の変化に対応し、金融自由化の円滑な進展を図るために、農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等の制度を設けることにより、経営困難農水産業協同組合に係る合併等に対する資金援助等の制度を設けることにより、農水産業協同組合の貯金者等の保護の充実を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、近年における金融自由化の進展に伴い、信用事業を営んでいた農協、漁協等の経営環境が一段と厳しくなるものと予想されていることに対処して、貯金者保護と信用秩序維持に万全を期すため、農水産業協同組合貯金保険機関の業務を拡充しようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 機構は、保険事故が発生した場合において、賠金者等の保護のために必要と認めるときは、仮払金の支払を行うことができるものとすること。

2 機構の業務を拡充し、主として信用事業に

起因して、貯金等の払戻しを停止するおそれがあるか、又は貯金等の払戻しを停止した農協、漁協等の救済のためにこれと合併する農協、漁協等に対し、あるいは、組合系統組織における相互援助取決めによりその合併若しくは信用事業再建措置を援助する農協、漁協の連合会等に対し、機構が資金援助を行うことができるものとすること。

3 機構が行う資金援助業務の方法は、基本的に金銭の贈与、資金の貸付け若しくは預入され、資産の買取り又は債務の保証若しくは引受けとすること。

4 機構が行う資金援助を農協、漁協又はこれらの連合会等が受けるための手続については、資金援助を受けようとする農協、漁協又はこれららの連合会等はあらかじめ、合併又は信用事業再建措置について、都道府県知事による適格性の認定又はあつせんを受けなければならぬものとすること。この場合において、都道府県知事は、その合併等が貯金者等の保護に資すること、機構による資金援助が不可欠であること等の要件を充たすときに、主務大臣の承認を経た上で、適格性の認定等を行なうことができるものとすること。

5 農協、漁協又はこれらの連合会等から機構に対して資金援助の申込みがあつたときは、機構は、主務大臣の認可を受けて、資金援助を行うかどうかを決定しなければならないものとすること。

6 以上のはか、機構の理事の任期を二年から二年に変更する等所要の規定の整備を行うものとすること。

二 議案の可決理由

最近における我が国の金融環境の変化に対応する法律案に対する附帯決議を図らうとする本案の趣旨は妥当と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

農水産業協同組合の貯金者等の保護の充実を図るための附帯決議を図らうとする本案の趣旨は妥当と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

農林水産委員長 大石 千八
衆議院議長 坂田 道太殿
〔別紙〕

昭和六十一年五月七日

農林水産委員長 大石 千八

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

農水産業協同組合貯金保険法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

最近における金融自由化の急激な進展は、農協・漁協等の信用事業の運営に重大な影響を及ぼすことが懸念されている。

よつて政府は、農協・漁協等の貯金者の保護と農業・漁業等の経営の安定に資するため、本法の施行に当たつては、左記事項の実現に万全を期すべきである。

記

一 農山漁村において農協・漁協等が果たす役割の重要性とその信用事業の弱小性にかんがみ、

経営基盤の強化及び信用事業実施体制の整備拡充を図ることとともに、今後においても系統信用事業が本来の使命に沿つて適切に運営されるよう指導すること。

二 保険料率の算定、資金援助の実施等本制度の

運営に当たつては、預金保険制度との整合性の確保を基本としつつ、農業・漁業等の特殊性に十分配慮すること。

三 組合の合併及び本法に基づく資金援助業務の対象となる合併のあつせんに当たつては、組合員の意向が十分尊重されるよう指導すること。

四 農漁協系統組織による相互援助制度の充実を図るとともに、本制度に現在未加入の農協・漁協等に関するも資金援助業務の対象となるよう適切な方途を検討すること。

右決議する。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和六十一年三月二十日

内閣総理大臣 中曾根康弘

農林中央金庫法の一部を改正する法律

第一条 第二項を削る。

第三条 第二項を次のように改める。

第三条 農林中央金庫ノ定款ニハ左ニ掲グル事項ヲ記載スベシ

一 目的

二 名称

三 事務所ノ所在地

四 出資者タル資格ニ関スル規定

五 出資者ノ加入及脱退ニ関スル規定

六 出資一口ノ金額及其ノ払込ノ方法

七 剰余金ノ処分及損失ノ処理ニ関スル規定

八 準備金ノ額及其ノ積立ノ方法

九 業務及其ノ執行ニ関スル規定

十 農林債券ノ発行ニ関スル規定

十一 役員ニ関スル規定

十二 会議ニ関スル規定

十三 公告ノ方法

十四 存立時期又ハ解散ノ事由ヲ定メタルトキハ其ノ時期又ハ事由

十五条 農林中央金庫ノ資本金ハ政令ヲ以テ定ムル額以上タルコトヲ要ス

前項ノ政令ヲ以テ定ムル額ハ百億円ヲ下ルコトヲ得ズ

第六条 農林中央金庫ハ其ノ資本金ヲ減少セムトスルトキハ主務大臣ノ認可ヲ受クベシ

農林中央金庫ハ其ノ資本金ヲ増加セムトスルトキハ主務大臣ニ届出ツベシ

第五条 第一項中「政府」を削り、同条第二項中「政府以外ノ」を削る。

第六条から第八条までを次のように改める。

第六条 農林中央金庫ニ非ザルモノハ其ノ名称中

第七条 農林中央金庫ハ政令ノ定ムル所ニ依り登記ヲ得ズ

第六条第一項中「政府」を削り、同条第二項中「政府以外ノ」を削る。

非訟事件手続法第百三十八条及第百三十九条ノ三並ニ産業組合法第五条、第十条、第十二条、第十七条第一項、第十八条乃至第二十四条、第二十七条乃至第三十一条ノ三、第三十三条、第三十四条乃至第三十七条、第三十八条、第三十九条第一項及第二項、第四十条、第四十三条、第四十五条、第四十七条乃至第四十八条ノ二、第五十条乃至第五十五条、第五十七条、第六十条ノ二、第六十二条、第六十三条、第六十六条乃至第七十三条ノ二ノ規定ハ農林中央金庫ニ付之ヲ準用ス但シ民法及産業組合法中理事トアルハ理事長（民法第五十九条並ニ産業組合法第二十七条、第二十八条及第三十三条ニ在リテハ理事長、副理事長及理事、同法第三十四条ノ二第一項ニ在リテハ理事長及副理事事）トシ同法中地方長官トアルハ主務大臣トシ同法第二十八条中選任及解任トアルハ解任トシ同法第三十条第一項中貸借対照表トアルハ貸借対照表、損益計算書トシ剩余金処分案トアルハ剩余金処分案又ハ損失処理案トス

第十一条第一項中「理事長」の下に「副理事長、理事」を加え、同条第三項中「副理事長及理事」を「及副理事長」に、「監事」を「理事及監事」に改め、同条第二項を削る。

第十三条第一項中「左ノ」を「左ニ掲グル」に改め、同項第一号中「微セスシテ五箇年以内ノ定期償還貸付」を「微セスシテ貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「所属団体」の下に「又ハ第十四条ノ二ノ規定若ヘ他ノ法律ノ規定ニ依り貸付ヲ為スコトヲ得ル者」を、「保証」の下に「又ハ手形ノ引受」を加え、

同号ヲ同項第二号とし、同項第五号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 左ニ掲グル者ヨリ命令ノ定ムル所ニ依リ預リ金ヲ為スコト

イ 第五条第一項ニ掲グル団体

ロ 国、公共団体其ノ他營利ヲ目的トセザル法人

ハ 主務大臣ノ認可ヲ受ケタル銀行其ノ他ノ金融機関

ニ 本邦内ニ住所又ハ居所（法人ニ在リテハ主タル事務所）ヲ有スル者以外ノ者

ホ 第十四条ノ二第一号乃至第三号ニ掲グル

ト 第一号若ハ第二号ノ業務 第二項、第十

四条若ハ第十四条ノ二ニ規定スル業務又ハ他ノ法律ノ規定ニ依ル貸付ノ業務に係ル債

ト フ得ル者（イ、ロ及ハニ掲グル者ヲ除ク）

ハ 第一号若ハ第二号ノ業務 第二項、第十

四条若ハ第十四条ノ二ニ規定スル業務又ハ他ノ法律ノ規定ニ依ル貸付ノ業務に係ル債

ト 第三号ノ業務ノ相手方タル者（継続的取引関係ヲ有スル者ニ限ル）

チ 農林債券ノ応募者（応募ヲ為サムトスル者ヲ含ム）又ハ買入ヲ為サムトスル者

リ 国債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券（以下「国債等」と謂フ）ノ所有者

ヌ 電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ営ム法人ニシテ農林中央金庫ガ第一号ノ規定ニ依リ其ノ業務ノ代理ヲ為シタルモノ

ル 第十一号ノ規定ニ依ル業務ノ代理ニ係ル

リ 貸付ヲ受ケタル者

(号) 外 報 告

第十三条第一項中第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号を第六号とし、同項第八号ノ二中「国債、地方債又ハ政府ガ元本ノ償還及利息ノ支払ニ付保証ヲ為シタル社債其ノ他ノ債券(第十四条ノ四及第十五条第一号ニ於テ「国債等」と謂フ)」を「国債等」に、「第十号」を「第十一号」に改め、同号を同項第七号とし、同項第八号ノ三中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ二」に改め、同号を同項第八号とし、同項第十号中「法人」の下に「電気事業、ガス事業其ノ他ノ公益事業ヲ營ム法人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノ」を加え、同号を同項第十号とし、同項第九号中「又ハ所属团体」を、所属団体に、「若ハ出資者」を「又ハ出資者」に改め、「定ムルモノ」の下に「其ノ他第十四条ノ二ノ規定又ハ他ノ法律ノ規定ニ依リ貸付ヲ為スコトヲ得ル者」を加え、同号を同項第十号とし、同号の前に次の一号を加える。

九 所属团体ヲ相手方トシテ金銭債権(譲渡性預金証書其ノ他ノ命令ヲ以テ定ムル証書)以テ表示セラルモノヲ含ム以下同ジ)ノ取得又ハ譲渡ヲ為スコト

第十三条第二項中「前項第十号」を「前項第十一号」に、「所属团体」を「同項第二号ニ掲タル者」に改め、同条第三項中「第一項第九号」を「第一項第十号」に改める。

第十四条第一項中「乃至第三号」を削り、同条第十四項第一項中「乃至第三号」を削る。

第十四条第一項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に、「第十三条第一項第七号乃至第八号ノ三及第十号」を「第十三条第一項第五号乃至第九号及第十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 金銭債権(命令ヲ以テ定ムルモノニ限ル)ノ取扱又ハ譲渡ヲ為スコト

第十四条ノ四第二項中「前項第二号」の下に「又ハ第三号」を加え、同条を第十四条ノ三とし、同条の次に次の二条を加える。

「左ニ掲タル」に改め、同条第一号を次のように改める。

一 左ニ掲タル者ニ對シ貸付又ハ手形ノ割引ヲ

イ 第五条第一項ニ掲タル団体
ロ 農林水産業ヲ營ム者ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノノ
ハ 国
ニ 銀行其ノ他ノ金融機関
三 貸付若ハ年賦償還貸付(ハニ掲タル法人ニ對シ年賦償還貸付ヲ為ス場合ニ於テハ二十箇年以内ノ年賦償還貸付)、手形ノ割引又ハ当座預金貸越」を「貸付又ハ手形ノ割引」に改め、同条第三号を次のように改める。

三 証券業者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ貸付又ハ手形ノ割引ヲ為スコト

第十四条ノ三第四号中「又ハ国債等」を加え、「主務大臣ノ認可ヲ受ケ当該債券」を「命令ノ定ムル所ニ依リ當該農林債券又ハ国債等」に、「短期貸付」を「貸付」に改め、同条を第十四条ノ二とする。

第十四条ノ四第一項中「乃至第三号」を削り、同条第十四項中「左ノ」を「左ニ掲タル」に、「第十三条第一項第七号乃至第八号ノ三及第十号」を「第十三条第一項第五号乃至第九号及第十一号」に改め、同項に次の一号を加える。

三 金銭債権(証書ヲ以テ表示セラルモノニ限ル)ノ取得ヲ為スコト

第二十四条中「農林中央金庫ハ」の下に「定款ヲ以テ定ムル額ニ達スル迄」を加え、「積立ツベシ」を「積立ツベシ」に改め、同条に次の二項を加える。

前項ノ定款ヲ以テ定ムル額ハ資本金ノ額ノ一分ノ一ヲ下ルコトヲ得ズ

第一項ノ準備金ハ損失ノ填補ニ充ツル場合ヲ除クノ外之ヲ使用スルコトヲ得ズ

第二十三条を削り、第二十四条を第二十三条とし、第五章中同条の次に次の二条を加える。

第七章を第八章とし、第三十二条の次に次の章名を付する。

第七章 雜則

第十三条を第三十三条とし、第三十二条の次に次の章名を付する。

第三十三条 本法ニ基キ命令ヲ制定シ又ハ改廃ス主務大臣ノ处分ニ、「業務ノ停止又ハ」を「出資者総会ノ決議ヲ取消シ又ハ業務ノ停止、解散若ハ」に、「若ハ監事ノ改任」を、監事若ハ清算人ノ解任」に改める。

第二十四条 農林中央金庫ハ損失ヲ填補シ前条第一項ノ準備金ヲ扣除シタル後ニ非ザレバ剩余金ノ配当ヲ為スコトヲ得ズ

含ムヲ定ムルコトヲ得
第三十四条を次のように改める。

第三十四条 農林中央金庫ノ理事長、副理事長、
理事又ハ監事等ノ名義ヲ以テスルヲ問ハズ農
林中央金庫ノ業務ノ範囲外ニ於テ貸付若ハ手形
ノ割引ヲ為シ又は投機取引ノ為ニ農林中央金庫
ノ財産ヲ处分シタルトキハ三年以下ノ懲役若ハ
禁錮又は百万円以下ノ罰金ニ処ス

前項ノ規定ハ刑法ニ正条アル場合ニハ之ヲ適用
セズ

第三十四条の次に次の二条を加える。

第三十四条ノ二 左ノ場合ニ於テハ其ノ違反行為
ヲ為シタル農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職
員ハ三十万円以下ノ罰金ニ処ス

第一二十四条ノ二ノ規定ニ依ル業務報告書ノ
提出ヲ為サズ又ハ之記載スベキ事項ニシテ
重要ナル事項ヲ記載セズ若ハ重要ナル事項ニ
付不実ノ記載ヲ為シタルトキ

二 第二十八条ノ規定ニ依ル報告ヲ為サズ又ハ
虚偽ノ報告ヲ為シタルトキ

三 第二十九条ノ規定ニ依ル検査ヲ拒ミ、妨ゲ
又ハ忌避シタルトキ

農林中央金庫ノ役員、清算人又ハ職員農林中央
金庫ノ業務ニ関シ前項ノ違反行為ヲ為シタルト
キハ行為ヲ罰スルノ外農林中央金庫ニ対シ同
項ノ刑ヲ科ス

第三十五条中「於テハ」の下に「其ノ違反行為ヲ
為シタル」を加え、「又ハ監事ヲ三万円」を「監事
又ハ清算人ハ三十万円」に改め、同条各号別記以
外の部分に次のたゞし書を加える。
但シ其ノ行為ニ付刑ヲ科スベキトキハ此ノ限ニ
在ラズ

第三十五条第五号を同条第十四号とし、同条第
四号中「第十七条第一項又ハ」を削り、同号を同条第
十一号とし、同号の次に次の二号を加える。

十二 第二十三条第一項ノ規定ニ反シ準備金ヲ
積立テザルトキ

十三 第二十四条ノ規定ニ反シ剩余金ヲ処分シ
タルトキ

第三十五条中第三号を第九号とし、同号の次に
次の二号を加える。

十 本法又ハ本法ニ基ギテ発スル命令ニ反シ農
林債券ヲ發行シタルトキ

第三十五条中第二号を第八号とし、第一号の次
に次の六号を加える。

二 官庁又ハ出資者総会若ハ総代会ニ對シ不実
ノ申立ヲ為シ又ハ事実ヲ隠蔽シタルトキ

三 本法ニ依ル出資者総会又ハ総代会ノ招集ヲ
怠リタルトキ

四 本法又ハ本法ニ基ギテ発スル命令ニ依リ事
務所ニ備置クベキ書類ヲ備ヘザルトキ、其ノ
書類ニ記載スベキ事項ヲ記載セズ若ハ不実ノ
記載ヲ為シタルトキ又ハ正当ノ理由ナクシテ
其ノ閲覽ヲ拒ミタルトキ

五 第四条第四項ノ規定ニ反シ届出ヲ為スコト
ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ為シタルトキ

六 第七条第一項ノ政令ニ反シ登記ヲ為スコト
ヲ怠リ又ハ不正ノ登記ヲ為シタルトキ

七 第十一条ノ二ノ規定ニ反シ他ノ報酬アル職
務又ハ營業ニ從事シタルトキ

第三十五条に次の五号を加える。
ト謂フ)第七十条又ハ第八十一条ノ規定ニ反
シ破産宣告ノ請求ヲ為スコトヲ怠リタルトキ

十六 民法第七十九条又ハ第八十一条ニ定メタ
ル公告ヲ為スコトヲ怠リ又ハ不正ノ公告ヲ為
シタルトキ

十七 民法第七十九条第一項ノ期間内ニ債権者
ニ弁済ヲ為シタルトキ

十八 第八条ニ於テ準用スル産業組合法(以下
「産業組合法」と謂フ)第四十条又ハ第四十一
条ノ規定ニ反シ出資一口ノ金額ヲ減少シタル
トキ

十九 産業組合法第四十三条、第四十五条、第
四十六条又ハ第七十二条ノ規定ニ反シタルト
キ

二十 本則中第三十五条の次に次の二号を加える。
万円以下ノ過料ニ処ス

二十一 第四十一条を次のように改める。

第三十五条ノ二 第六条ノ規定ニ反シタル者ハ十
万円以下ノ過料ニ処ス

二十二 第四十一条を次のように改める。

第四十一条 農林中央金庫法の一部を改正する法
律(昭和六十一年法律第 号)ノ施行後ニ於
テハ農林中央金庫ニ付テハ総務厅設置法(昭和
五十八年法律第七十九号)第四条第十一号ノ規
定並ニ同条第十三号及第十四号ノ規定(國ノ委
任又ハ補助ニ係ル業務ニ關スル事務ニ依ル部分
ヲ除ク)ハ之ヲ適用セズ

農林中央金庫法の一部を改正する法律ノ施行後
ニ於テハ農林中央金庫ニ付テハ総務厅設置法ヲ
除クノ外他ノ法令中特別ノ法律ニ依リ特別ノ設

立行為ヲ以テ設立セラレタル法人ニ關スル規定
ハ政令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ適用セズ

六 旧法第七条において準用する産業組合法(明
治三十三年法律第三十四号)第九十七条の規定
による登記簿は、新法第七条第一項の規定に基
づく政令の規定による登記簿とみなす。

七 この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において改令で定める日から施行

する。ただし、次項の規定は、公布の日から施
行する。

二 この法律の施行に伴う農林中央金庫の定款の
変更及び次項ただし書の決議について必要な手
続は、この法律の施行の日よりも前に行うこと
ができる。

三 この法律の施行の際現に農林中央金庫の副理
事長又は理事である者は、それぞれその際この
法律による改正後の農林中央金庫法(以下「新
法」という。)第十一条第一項の規定により副理
事長又は理事として選任されたものとみなされる副理
事長又は理事の任期は、同条第二項の規定にか
かわらず、この法律の施行の日から起算して一
年を超えない範囲内において出資者総会の決議
により定める日までとする。

四 新法第七条の規定は、この法律の施行前に生
じた事項にも適用する。ただし、この法律によ
る改正前の農林中央金庫法(以下「旧法」とい
う。)の規定によつて生じた効力を妨げない。

五 この法律の施行前にした旧法の規定による登
記に係る处分、手続その他の行為は、新法第七
条の規定の適用については、同条第一項の規定
に基づく政令の相当規定によりしたものとみな
す。

六 旧法第七条において準用する産業組合法(明
治三十三年法律第三十四号)第九十七条の規定
による登記簿は、新法第七条第一項の規定に基
づく政令の規定による登記簿とみなす。

七 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお從前の例による。

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超
えない範囲内において改令で定める日から施行

附 則

6 旧法第七条において準用する産業組合法(明
治三十三年法律第三十四号)第九十七条の規定
による登記簿は、新法第七条第一項の規定に基
づく政令の規定による登記簿とみなす。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の
適用については、なお從前の例による。

8	附則第二項から前項までに定めるもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。
9	経済関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部改正する。(經濟関係罰則ノ整備ニ関スル法律の一部改正)(昭和十九年法律第四号)の一部を次のように改正する。別表乙号第十七号を次のように改める。
10	十七 削除 (消費生活協同組合法の一部改正) 消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。 第二百九条第二号中「第七条」を「第八条」に改めること。
11	大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。 同条第八十九号中「農林中央金庫」を削り、同条第九十六号中「水産業協同組合」の下に「農林中央金庫」を加える。 (農業近代化資金助成法の一部改正)
12	農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。 第三条の三中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ二」に改め、「同条第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ロニ掲グ者ニ對シ年賦償還貸付)」とあり」を削り、「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ハニ掲グ者ニ對シ年賦償還貸付)」を「貸付」に、二十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ハニ掲グ者ニ對シ年賦償還貸付)」を「貸付」に改める。
13	漁業近代化資金助成法(一部改正) (漁業近代化資金助成法(昭和四十四年法律第五十二号))の一部を次のように改正する。 第五条中「第十四条ノ三」を「第十四条ノ二」に改め、「同条第一号中「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ロニ掲グ者ニ對シ年賦償還貸付)」とあり」を削り、「十箇年以内ノ定期償還貸付若ハ年賦償還貸付(ハニ掲グ法人ニ對シ年賦償還貸付)」を「貸付」に改めること。
14	農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第一百十二号)の一部を次のように改正する。 第十三条中「償還期限が十年以内の」を削り、「行なう」を「行う」に改める。

農林中央金庫法の一部を改正する法律案 (内閣提出)に関する報告書 議案の要旨及び目的	
本案は、農林中央金庫の民間法人化を図るため、同金庫の出資資格者から政府を削除するほか、その業務運営に対する規制の整理合理化等の措置を講ずるとともに、最近における金融環境の変化に対応して、同金庫の業務機能の整備を図ろうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。	
1	民間法人化のために必要な規定の整備
(一)	農林中央金庫の出資資格者から「政府」を削除すること。
(二)	総務省設置法における特殊法人に関する審査・調査等の規定の適用対象から同金庫を除外すること。
(三)	同金庫の資本金の最低額を法定するとともに、資本金の減少については主務大臣の認可を、資金の増加については主務大臣への届出をそれぞれ必要とするものとすること。
(四)	同金庫が貸付けを行ひ得る者たために、出資若しくは株式の払込金の受け入れ又はその配当金の取扱いを行ひ得るものとするものとすること。
(五)	同金庫が貸付けを行ひ得る者たために、出資若しくは株式の払込金の受け入れ又はその配当金の取扱いを行ひ得るものとするものとすること。
(六)	同金庫が貸付けを行ひ得る者たために、社債等の債券の募集の受託の業務及び担保附とすること。
(七)	同金庫の副理事長及び理事についても出資者総会において選任することに改めること。
(八)	業務上の余裕金の運用対象として、銀行以外の金融機関への預金、金銭信託及び金銭債権を追加すること。
二	議案の可決理由
(一)	本案は、特殊法人の經營の自立化及び活性化の一環として、農林中央金庫の民間法人化を図ることとともに、理事の任期を四年から三年に変更すること。
(二)	金融機関に対する貸付け及び剩余金の処分に係る主務大臣の認可を廃止するとともに、準備金の積立て、剩余金の配当及び業務機能の整備を行おうとするものであり、これを適案を提出する理由である。

2	金融環境の変化に対応した業務の整備拡充と。 (一) 同金庫が貸付けを行ひ得る者たために、債務保証及び手形の引受けを行ひ得るものとすること。 (二) 同金庫が預金の受け入れを行ひ得る者として、新たに、貸付けを行ひ得る者、継続的な為替取引を行う者、業務代理により貸付けを行つた者等を追加すること。 (三) 金銭債権の取得又は譲渡の業務を行ひ得るものとすること。 (四) 同金庫が貸付けを行ひ得る者たために、出資若しくは株式の払込金の受け入れ又はその配当金の取扱いを行ひ得るものとすること。 (五) 公益事業法人の業務の一部を代理し得るものとすること。 (六) 農林債券の募集の委託を受けた証券業者に対して資金の貸付け又は手形の割引を行ひ得るものとすること。 (七) 同金庫が貸付けを行ひ得る者たために、社債等の債券の募集の受託の業務及び担保附とすること。 (八) 業務上の余裕金の運用対象として、銀行以外の金融機関への預金、金銭信託及び金銭債権を追加すること。
二	議案の可決理由

当な措置として認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年五月七日

農林水産委員長 大石 千八

衆議院議長 坂田 道太殿

〔別紙〕

農林中央金庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

我が國農林水産業をめぐる厳しい諸情勢に対処し、農林水産業の体質の強化、生産性の向上及び農山漁村の活性化を図ることが強く求められた、補助から融資への政策転換が図られる中で、系統金融機関の要としての農林中央金庫の果たす役割は益々重要性を増している。

よつて政府は、本法施行に当つては、同金庫が民間法人化され、今後、農林水産業者の組織する協同組合等の中央金融機関として自立することが求められていることに留意しつつ、その本来の使命が十分に果たされるよう左記事項について適切な措置を講すべきである。

記

一 同金庫の今後の業務運営については、自らの経営についての自己責任の原則が一層徹底するよう十分配慮するとともに、組織強化、事業拡大、経営体質の刷新につとめ、農林漁業者の期待にこたえる系統独自の低利融資の強化等で農林漁業融資の活性化を図ること。

二 同金庫の業務機能の拡充として新たに付与された業務については、法改正の趣旨にてらし

て、いやしくも農外部門への貸付等に特化することなく適正な実施が図られるよう十分指導すること。

ふさわしい自己責任の徹底等新たな事情に的確に対応するため、その性格や役割に即した適切な役員執行体制が確保できるよう努めること。

四 金融自由化の急速な進展等に対処し、系統金融機関においては、自己資本の充実等を通じる信用事業の効率化に努めるとともに、系統資金が系統金融の各段階で有効に活用されるよう十分指導すること。

なお、他の金融機関との競争条件を確保する等系統金融機能の拡充強化を図るよう努めること。

五 金融自由化の進展等に伴い金利変動が激しい時代を迎えており、近代化資金等の制度資金についても、その基準金利、末端金利のあり方などを検討し、円滑な資金融通を図ること。

右決議する。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案
右

国会に提出する。
昭和六十一年三月三十一日

内閣総理大臣 中曾根康弘

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案
（目的）

第一条 この法律は、特定商品及び施設利用権の

預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約に係る預託者の利益の保護を図ることを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「預託等取引契約」とは、次に掲げる契約をいう。

一 当事者的一方が相手方に對して、通商産業省令で定める期間以上の期間にわたり政令で定める物品（以下「特定商品」という。）の預託（預託を受けた特定商品の返還に代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）を業として行う者（他の法律の規定でこれにより預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を販売することを含む。）を業とし、その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該預託に関し財産上の利益を供与することを約し、又は特定商品の預託を受けること（信託の引受けに該当するものを除く。）及び当該通商産業省令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該特定商品を買い取ることを約し、相手方がこれに応じて当該特定商品を預託することを約する契約

二 当当事者の一方が相手方に對して、施設の利用に関する権利であつて政令で定めるもの（以下「施設利用権」という。）を前号の通商産業省令で定める期間以上の期間管理すること（信託によるものを除き、当該期間の経過後当該施設利用権を代えて金銭その他これに代替する物品を給付する場合を含む。）及び当該施設利用権を管理し、又は施設利用権を管理すること（信託に

よるものと除く。）及び当該通商産業省令で定める期間以上の期間の経過後一定の価格（一定の方法により定められる価格を含む。）により当該施設利用権を買取ることを約し、相手方がこれに応じて当該施設利用権を管理することを約する契約

三 この法律において「預託者」とは、預託等取引業者が預託等取引契約の締結又は更新についての勧誘（当該預託等取引契約の目的とするために当該特定商品又は施設利用権を購入させることについての勧誘を含む。以下同じ。）を行わせる者をいう。

四 この法律において「顧客」とは、預託等取引業者と預託等取引契約を締結した者をいう。

第三条 預託等取引業者は、預託等取引契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該預託等取引契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項であつて通商産業省令で定めるものに

についての当該預託等取引契約の概要
 二 預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項であつて通商産業省令で定めるものについて当該預託等取引契約を締結したときは、預託者に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該預託等取引契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

一 商品の種類、数量及び価額又は施設利用権の内容及び価額

二 商品の預託を受ける期間又は施設利用権を管理する期間

三 供与される財産上の利益の内容並びに供与の時期及び方法（特定商品又は施設利用権を買い取る契約にあつては、買取価格又はその算定方法）

四 預託等取引業者が預託者から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額並びにその徴収の時期及び方法

五 契約の解除に関する事項（第八条第一項から第三項まで並びに第九条第一項及び第二項の規定に関する事項を含む。）

六 損害賠償額の予定（違約金を含む。）に関する定めがあるときは、その内容

七 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

（預託等取引契約の締結又は更新についての勧説等）

第四条 預託等取引業者又は勧説者は、預託等取引契約の締結又は更新についての勧説をするとき、預託等取引契約に關する事項及び特定商品又は施設利用権の購入に関する事項であつ

たときは、預託者に対し、遅滞なく、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項について当該預託等取引契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならない。

二 預託等取引業者は、預託等取引契約の解除を妨げる目的をもつて、預託等取引契約に関する事項であつて、預託者の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、不実のことを告げる行為をしてはならない。

二、顧客の判断に影響を及ぼすこととなる重要なものとして政令で定めるものにつき、故意に事実を告げず、又は不実のことを告げる行為をしてはならない。

（不当な行為等の禁止）

第五条 預託等取引業者又は勧説者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 戒避する言動を交えて、預託等取引契約の締結若しくは更新についての勧説をし、又は預託等取引契約の解除を妨げること。

二 預託等取引契約に基づく債務又は預託等取引契約の解除によつて生ずる債務の全部又は一部の履行を拒否し、又は不当に遅延させるること。

三 前二号に掲げるもののほか、預託等取引契約に関する行為であつて、顧客又は預託者の保護に欠けるものとして通商産業省令で定める定めがあるときは、その内容

（書類の閲覧）

第六条 預託等取引業者は、通商産業省令で定めるところにより、当該預託等取引業者の業務及び財産の状況を記載した書類を、預託等取引契約に関する業務を行う事業所に備え置き、預託者の求めに応じ、閲覧させなければならない。

第七条 主務大臣は、預託等取引業者が第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定による特約で預託者に負担とする。

（適用除外）

第十一條 第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、預託等取引契約で預託者が當業品又は施設利用権の購入に関する事項であつ

ら前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき、又は勧説者が第四条第一項若しくは第五条の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為

を引き続きするおそれがあると認めるときは、

当該行為を引き続きするおそれがあると認めるとき、又は勧説者が第四条第一項若しくは第五

条の規定に違反する行為をし、かつ、当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、

当該行為を引き続きするおそれがあると認めるときは、

た日から起算して十四日を経過した後においては、将来に向かつて預託等取引契約の解除を行ふことができる。

2 預託等取引業者は、預託等取引契約が解除された場合には、損害賠償額の予定又は違約金の定めがあるときにおいても、当該預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額の百分の十五に相当する額を超える額の金銭の支払を預託者に対して請求することができる。この場合において、第三条第

二項の書面に記載された商品又は施設利用権の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額と推定する。

2 預託等取引業者は、この法律の施行のため必要な措置があると認めるときは、政令で定めるところにより預託等取引契約の解除を行うことができる。この場合において、預託等取引業者は、当該預託等取引契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払を請求することができない。

3 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

（報告及び立入検査）

第十一条 主務大臣は、この法律の施行のため必要があると認めるときは、政令で定めるところにより預託等取引業者若しくは勧説者に対する報告

をさせ、又はその職員に、預託等取引業者の事業所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しない。

3 第一項の規定により立入検査をする職員は、犯罪の捜査のために認められたものと解釈してはならない。

4 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

（適用除外）

第十一條 第三条から第六条まで、第八条及び第九条の規定は、預託等取引契約で預託者が當業品又は施設利用権の購入に関する事項であつ

のために又は営業として締結するものについては、適用しない。

(経過措置)

第十二条 この法律に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要とされる範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む）を定めることができる。

(主務大臣)

第十三条 この法律における主務大臣は、次のとおりとする。

一 特定商品に係る預託等取引業者又は勧誘者にに関する事項

当該特定商品の流通を所掌する大臣

二 施設利用権に係る預託等取引業者又は勧誘者にに関する事項については、通商産業大臣及び当該施設利用権に係る施設の提供を行う事業を所管する大臣

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- 2 第三条第二項、第八条及び第九条の規定は、この法律の施行前に締結された預託等取引契約については、適用しない。

(経過措置)

第十四条 次の各号の一に該当する者は、二年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

一 第四条第一項又は第二項の規定に違反した者

特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の現状にかんがみ、預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者に受けたことのある損害の防止を図るために、預託等取引業者に所要の書面の交付を義務付けるとともに、預託者が預託等取引契約を解除できることとする等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

二 第七条第一項の規定による命令に違反した者

第十五条 第三条第一項又は第二項の規定に違反して書面を交付せず、又は虚偽の記載のある書面を交付した者は、五十万円以下の罰金に処する。

三 不当な勧誘行為等の禁止

第十六条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第六条の規定に違反して書類を備え置か

ず、若しくは預託者の求めに応じて閲覧させず、又は虚偽の記載のある書類を備え置き、

若しくは預託者に閲覧させた者

二 第十条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

三 行為者を罰するほか、その法人又は人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に對して各本条の罰金刑を科する。

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、並びに預託等取引契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を図ることにより、預託等取引契約に係る預託者の利益の保護を図らうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 「預託等取引契約」等の定義

「預託等取引契約」とは、(一)一定の期間、政令で指定する「特定商品」の預託を受け、財産上の利益を供与することを約する契約又は

一定の期間経過後その買取りを条件として特定商品の預託を受けることを約する契約、

(二) (一)と同様の契約で、政令で指定する「施設利用権」を用いる契約をいうものとし、この預託等取引契約に基づいて事業を行う者を「預託等取引業者」というものとする。

2 書面の交付

預託等取引業者は、勧誘等に際し、契約及び事業者の概要について書面を交付しなければならないものとし、契約を締結したときは、遅滞なく、契約の内容を明らかにする書面を交付しなければならないものとする。

3 その他の報告及び立入検査、罰則等について定める。

4 書類の閲覧

預託等取引業者は、不當な勧誘行為その他顧客又は預託者の保護に欠ける行為をしてはならないものとする。

5 預託等取引業者に対する業務停止命令

主務大臣は、書面の交付、不当な行為等の禁止等の規定に違反する行為があつた場合等において、預託等取引業者に対し、勧誘又は業務の停止を命ずることができるものとする。

6 預託等取引契約の解除等

(一) 預託者は、契約書面を受領した日から起算して十四日以内にいわゆるクーリング・オフ期間として契約の解除ができるものとする。

7 その他の報告及び立入検査、罰則等について定める。

8 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月以

内において政令で定める日から施行する。

9 議案の修正議決理由

本案は、特定商品及び施設利用権の預託等取引契約の締結及びその履行を公正にし、同契約に係る預託者が受けることのある損害の防止を

図るために、措置として、おおむね妥当なものと認められるが、なお消費者利益の保護の徹底を図るため、預託等取引業者が契約締結時に交付する

求めに応じ、閲覧させなければならないものとする。

書面の記載事項の追加等を行う必要があると認め、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

昭和六十一年五月七日

衆議院議長 坂田 道太殿
商工委員長 野田 納

〔別紙〕

(小字及び一は修正)

(書面の交付)

第三条 預託等取引業者は、預託等取引契約を締結しようとするときは、顧客に対し、当該預託等取引契約を締結するまでに、通商産業省令で定めるところにより、次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 預託等取引契約の内容及びその履行に関する事項

二 預託等取引業者の業務及び財産の状況に関する事項

三 第八条第一項が規定する事項

四 第九条第一項及び第二項の規定に關する事項

五 第八条第一項が規定する事項

六 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

七 商品を預託者に返還すること又は施設利用権を預託者に取扱うことを(当該返還すること又は当該取得させることに代えて金銭その他これらに代替する物品を預託者に給付することを含む)を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられている場合にあってはその内容

八 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(預託等取引業者に対する業務停止命令)○等

九 第七条、主務大臣は、預託等取引業者が第三条から前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為

二項の書面に記載された商品又は施設利用権の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額と推定する。

三 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

〔別紙〕

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、消費者保護に万全を期する見地から、次の諸点につき、適切な措置を講すべきである。

一 本法第二条第一項に基づく政令指定、第七条第一項に基づく業務停止命令等その他本法の定める措置の発動に當たつて、消費者からの相談

を行わせることを停止し、又は預託等取引契約に関する業務の全部若しくは一部を停止すべきである旨を掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 商品の種類、数量及び価額又は施設利用権の内容及び価額

二 商品の預託を受ける期間又は施設利用権を管理する期間

三 供与される財産上の利益の内容並びに供与の時期及び方法(特定商品又は施設利用権を賣い取る契約については、買取価格又はその算定方法)

四 預託等取引業者が預託者から手数料を徴収する場合にあつては、その手数料の料率又は額並びにその徴収の時期及び方法

五 契約の解除に関する事項(第八条第一項から第三項まで並びに第九条第一項及び第二項の規定に關する事項を含む。)

六 損害賠償額の予定(違約金を含む。)に関する定めがあるときは、その内容

七 商品を預託者に返還すること又は施設利用権を預託者に取扱うことを(当該返還すること又は当該取得させることに代えて金銭その他これらに代替する物品を預託者に給付することを含む)を担保するための措置の有無及び当該措置が講ぜられている場合にあってはその内容

八 前各号に掲げるもののほか、通商産業省令で定める事項

(預託等取引業者に対する業務停止命令)○等

九 第七条、主務大臣は、預託等取引業者が第三条から前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為

二項の書面に記載された商品又は施設利用権の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額と推定する。

三 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

〔別紙〕

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、消費者保護に万全を期する見地から、次の諸点につき、適切な措置を講すべきである。

一 本法第二条第一項に基づく政令指定、第七条第一項に基づく業務停止命令等その他本法の定める措置の発動に當たつて、消費者からの相談

を行わせることを停止し、又は預託等取引契約

に関する業務の全部若しくは一部を停止すべきである旨を掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 商品の種類、数量及び価額又は施設利用権の内容及び価額

二 商品の預託を受ける期間又は施設利用権を管理する期間

されるよう本法の施行状況をも踏まえつつ、随時適切な検討を加えること。

三 訪問販売法等訪問販売をめぐる消費者保護のための諸施策に關し、引き続き消費者被害の実態把握に努め、施策の充実を期することとし、特に連鎖販売取引類似取引及び役務提供に係る諸問題について早急に検討を進めるること。

四 消費者を相手として多様に展開される取引に對応して、新たな態様の消費者被害の早期防止について、関係各省庁等の協力を強化するとともに、消費者相談の充実を図ること。

五 消費者被害の防止は、消費者の適切な判断に依るところが大きく、消費者に対する適切な情報提供が不可欠であることにかんがみ、本法の趣旨の周知徹底に努めるとともに、消費者相談の状況に応じたきめ細かな消費者啓発活動の一層の充実を図ること。

第六条 預託者は、第三条から前条までの規定に違反する行為をし、かつ、当該行為

二項の書面に記載された商品又は施設利用権の価額は、預託等取引契約が締結された時における当該特定商品又は施設利用権の価額と推定する。

七 前二項の規定に反する特約で預託者に不利なものは、無効とする。

〔別紙〕

特定商品等の預託等取引契約に関する法律案に対する附帯決議

政府は、本法施行に当たり、消費者保護に万全を期する見地から、次の諸点につき、適切な措置を講すべきである。

一 本法第二条第一項に基づく政令指定、第七条第一項に基づく業務停止命令等その他本法の定める措置の発動に當たつて、消費者からの相談

を行わせることを停止し、又は預託等取引契約

に関する業務の全部若しくは一部を停止すべきである旨を掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。

一 商品の種類、数量及び価額又は施設利用権の内容及び価額

二 商品の預託を受ける期間又は施設利用権を管理する期間

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るために特別措置に関する法律案及び同報告書

るため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定めるものとする。

(特例公債の発行等)

第二条 政府は、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四条第一項ただし書の規定により発行する公債のほか、昭和六十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行することができる。

2 前項の規定による公債の発行は、昭和六十二年六月三十日までの間、行うことができる。この場合において、同年四月一日以後発行される同項の公債に係る収入は、昭和六十一年度所属の歳入とする。

3 政府は、第一項の議決を経ようとするときは、同項の公債の償還の計画を国会に提出しなければならない。

4 政府は、第一項の規定により発行した公債については、国債整理基金特別会計法(明治三十九年法律第六号)第五条第一項及び第五条ノ二の規定による償還のための起債は、国の財政状況を勘案しつゝ、できる限り行わないよう努めるものとする。

5 政府は、第一項の規定により発行した公債について国債整理基金特別会計法第五条第一項又は第五条ノ二の規定による償還のための起債を行つた場合においては、その速やかな減債に努めるものとする。

官報(号外)

(一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れの特例)

第三条 昭和六十一年度において、国債整理基金特別会計法第二条第一項の規定により一般会計から繰り入れるべき金額のうち国債の元金の償還に充てるべき金額については、同条第二項及び同法第二条ノ二第一項の規定は、適用しない。

い。

(一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例)

第四条 政府は、昭和六十一年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについて、同年度の健保法(大正十一年法律第七十号)第七十条ノ三第一項及び第二項に規定する国庫補助に係るものについて、これら

の額の合算額から千三百億円を控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されたために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収入支出の状況を勘案して、予算の定めるところにより、一般会計から当該勘定に千三百億円に達するまでの金額を繰り入れる措置その他の適切な措置を講じなければならない。

この法律は、昭和六十一年四月一日から施行する。

附 則

理 由

昭和六十一年度における国の財政收支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度の財政運営に必要な財源を確保し、もつて国民生活と

国民経済の安定に資するため、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、

一般会計からの国債整理基金に充てるべき資金の繰入れ及び一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定める必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

る。

資金の繰入れの特例

昭和六十一年度における国債の元金の償還に充てるべき資金の一般会計から国債整理基金特別会計への繰入れについて、国債総額の百分の一・六に相当する金額の繰入れ及び割引国債に係る発行価格差減額の年割額に相当する金額の繰入れを行わないこととするこ

と。

3 一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例

昭和六十一年度における一般会計から厚生保険特別会計健康勘定への繰入れについて、

ては、健康保険法に規定する国庫補助に係るものについて、その額から千三百億円を

控除して、繰り入れるものとする。

2 政府は、後日、政府の管掌する健康保険事業の適正な運営が確保されたために、各年度における厚生保険特別会計健康勘定の収支の

に充てるため、予算をもつて国会の議決を経た金額の範囲内で、特例公債を発行すること。

(一) 昭和六十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を

経た金額の範囲内で、特例公債を発行すること。

(二) 特例公債の発行は、昭和六十二年六月三十日まで行うことができるところとし、同年四月一日以後に発行される当該公債に係る

収入は、昭和六十一年度所属の歳入とする

こと。

1 議案の要旨及び目的

本案の主な内容は、次のとおりである。

(一) 特例公債の発行等

(二) 昭和六十一年度の一般会計の歳出の財源に充てるため、予算をもつて国会の議決を

経た金額の範囲内で、特例公債を発行すること。

(三) 特例公債の発行は、昭和六十二年六月三十日まで行うことができるところとし、同年四月一日以後に発行される当該公債に係る

収入は、昭和六十一年度所属の歳入とする

こと。

2 議案の修正議決理由

昭和六十一年度における国の財政收支が著しく不均衡な状況にあることにかんがみ、同年度における公債の発行の特例に関する措置を定めるとともに、同年度における一般会計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れ及び一般会

計からの厚生保険特別会計健康勘定への繰入れの特例に関する措置を定めることは、当面の財政運営のため必要にしてやむを得ない措置であると認めるが、施行期日について修正を行う必

要があるので、本案は、別紙のとおり修正議決すべきものと議決した次第である。
なお、本案に對しては、別紙のとおり附帶決議を付することに決した。

三 本案施行に伴う予算措置

昭和六十一年度一般会計予算の歳入において、特例公債発行収入として五兆二千四百六十億円を計上するとともに、同予算の歳出において、厚生保険特別会計健康勘定への国庫補助については、健康保険法の規定により算定した額から千三百億円を控除して得た額を繰り入れる等の特例措置を講ずることとし、五千七百九十六億百万円を計上している。

なお、国債償定率繰入れ等の停止措置による国債償還の額は、二兆七百三十八億円である。右報告する。

昭和六十一年五月七日

大蔵委員長 小泉純一郎

〔別紙〕

附則

(小字及び
—は修正)

この法律は、
昭和六十一年四月一日から施行する。

〔別紙〕

昭和六十一年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案に対する附帯決議

政府は、次の事項について十分配慮すべきである。
今回のサミットでの議論等を踏まえ、為替相場の我が国経済に与える影響等が極めて大きい

ことに配慮し、今後、為替相場の安定等に一層努め、国内産業、国民生活の充実を図ること。

一 特例公債が累増する財政構造の現実を直視し、徹底した歳入歳出構造の見直しを行い、特例公債発行額についてできる限り縮減を図るとともに、借換債を含めた総公債発行額をできるだけ抑制すること。

一 急速な円高に伴い苦境にある中小企業等に対し、適確な指導を早急に行うこと。

一 現下の内外経済情勢にかんがみ、均衡と調和のあるインフレなき経済発展を図るため、引き続き、適切かつ機動的な財政・金融政策の運営を行うこと。

一 財政再建の基本的考え方と税制改革の全体的方向を明確にし、もつて国民の理解と協力を確保できるよう努めること。

一 財投資金については、今日的経済情勢に対応した運用を図ること。

一 税外の臨時的な財源に安易に依存することなく、財政構造の在り方についても抜本的な検討を行うこと。

一 内部監査機能を充実し、効果的、能率的かつ無駄のない行政の実現に努めること。

昭和六十一年五月八日 衆議院會議錄第二十六号

明治三十五年三月三十日
郵便物認可

発行所

東京都港區虎ノ門二丁目一番四号

大藏省印刷局

電話 東京 五三 三三一(大代)

平 105

一定

一価

〇円部

八〇一